都市計画決定に係る意見書の要旨

名称				都市計画の案の縦覧期間			広報の手段	利害関係の種別				
				平成 26 年 12 月 1 日 (月) から 平成 26 年 12 月 15 日 (月) まで				関係市町村 の住民	マップ その地域内に実質的な生活活動の本 拠をもつ者又は法人			
白馬者針の変		5計画区域の	整備、開発力		平成 27 年 12 月 平成 27 年 12 月 平成 28 年 4 月 2 平成 28 年 5 月 1	15日(火)ま 21日(木)から	原・ で の技 村店	報公告 ・村ホームページへ 掲載 広報誌への掲載	利害関係人	権を持っている 関係を有する者の	ついて、所有権、借地 者等の法律上の利害 のほか、その土地の周 される施設を利用しよ	
意見書提出者					意 見 の	要旨		意	見 に :	対 す る		
番号1	白馬村	利害関係 関係市町 村の住民	要旨区分	更を取りますは まずは あいまり の と は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	 1 白馬村は海外からの投資による開発が増加傾向にあり、市街地の拡大傾向が見られます。 2 この投資目的の開発が、地域固有の景観を一変させ、地域に根ざした営業施設への迷惑、自治組織への運営への障害などをもたらします。 現在の条例や要綱等では、こういった開発に対して有効な手立てを施すことが不可能となってきていることから、観光立村の大きな財産である農地、林地を含む自然環境を保全するため、早急に線引きする必要があります。 				「本都市計画に区域区分を定めない」ことは妥当と考えます。 1 近年(H20~H24)における建築物の新築状況は、商業施設はスキー場周辺の市街地エリアに、住宅は別荘分譲地内の生活拠点エリアに集中しており、市街地は拡大傾向にないと考えます。 2 条例等(長野県景観条例、白馬村環境基本条例、白馬村開発指導要綱等)では、無秩序な開発の防止、環境の保全や自然との調和ある土地利用を図るため、開発事業に係る届出制度や開発基準(形態制限、住民の同意、環境の保全等)を定めており、一定程度の効果があると考えます。 なお、白馬村の地域別の最大人口密度は1haあたり22.4人(H22)であり、都市計画法に定める市街化区域の条件(人口密度が1haあたり40人以上)に該当する地域はありません。			
縦覧者		1名 0名 0名		縦覧の概要	期 間: 平成 26 年 12 月 1 日 (月) ~12 月 15 日 (月) 場 所: 長野県都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、白馬村役場縦覧者: 1 名、意見書提出者 1 名 期 間: 平成 27 年 12 月 1 日 (火) ~12 月 15 日 (火) 場 所: 長野県都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、白馬村役場縦覧者: 0 名、意見書提出者 0 名 期 間: 平成 28 年 4 月 21 日 (木) ~ 5 月 11 日 (水) 場 所: 長野県都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所、白馬村役場縦覧者: 0 名、意見書提出者 0 名							